

# 鹿児島市バレーボールスポーツ少年団連絡協議会 規約

## 第1条 【名 称】

本会は鹿児島市バレーボールスポーツ少年団連絡協議会と称する。

## 第2条 【目 的】

本会は鹿児島市で活動するバレーボールスポーツ少年団の健全な育成とバレーボールの普及を目的とする。

## 第3条 【組 織】

本会は、鹿児島市内の小学生バレーボールスポーツ少年団に属する登録代表指導者と登録指導者を持って組織する。その他理事会が必要と認めた場合にはその限りではない。

## 第4条 【事 業】

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各少年団の交流交歓を目的とした大会の開催。
- (2) 技術の向上と指導者育成のための研修会の開催。
- (3) 指導者、母集団の交流に関する事業。
- (4) その他、目的達成に必要な事業。

## 第5条 【部の設置】

事業を円滑に推進するため、部を置き、その役割分担は次の通りとする。

- (1) 総務部  
イ、本会の管理運営に関すること。  
ロ、事業計画、予算決算に関すること。  
ハ、各部や関係機関・団体等の連絡調整に関すること。  
ニ、その他どの部にも属さないこと。
- (2) 競技部  
イ、各種大会の運営に関すること。  
ロ、体育館等との連絡調整に関すること。  
ハ、その他競技に関すること。
- (3) 審判部  
イ、各種大会の審判に関すること。  
ロ、審判技術の指導普及に関すること。  
ハ、その他審判に関すること。

## 第6条 【役 員】

本会には、次の役員を置く。

会長 1名、副会長 2名、部長 3名、会計 2名、  
理事 10～12名程度、監事 2名

## 第7条 【役員を選出】

- (1) 会長・副会長・監事は選出委員会において選出し、総会で承認する。  
選出委員会については、別途細則にて定める。
- (2) 部長は理事の互選により選出する。
- (3) 理事は地区より推薦を受け、会長が委嘱する。  
但し地区は西部、東部、南部、中央の4地区とする。

## 第8条 【役員の仕事】

役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務にあたる。
- (4) 監事は、会計の監査及びコンプライアンス委員会の一員として理事の会務執行状況とコンプライアンス規程に基づく審議を行う
- (5) 部長は、部を代表し、部の運営、事業の執行にあたる。
- (6) 理事は、部長を補佐し、部の運営、事業の執行に協力し各地区の代表としての責務を果たす。

## 第9条 【役員の仕事】

- (1) 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

- (2) 役員に欠員を生じたときは、直ちにこれを補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第10条 【会 議】

本会の会議は、総会・理事会・部会とし、次の事項を審議しいずれの会議も過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成を持って成立する。

- (1) 総会  
総会は、年1回とし、会長が招集する。但し、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。総会に付議する事項は次の通りとする。  
イ、予算・決算      ロ、事業計画      ハ、役員の選出承認  
ニ、規約の改廃      ホ、その他の重要事項
- (2) 理事会  
イ、会長が随時招集し、会務の執行にあたる。  
ロ、理事会は、会長、副会長、会計、部長、及び理事で構成し会の運営の総括的な計画と運営について話し合い、緊急時には総会の代行をすることができる。  
ハ、理事会には各地区長及び監事も出席することができる。ただし議決権はないものとする。
- (3) 部会  
部会は、部長が招集し、部の企画運営並びに事業の執行にあたる。

#### 第11条 【経 費】

本会の経費は会費、大会参加費、寄付金、補助金その他をもってあてる。会費、大会参加費は別に細則にて定める。

#### 第12条 【会計年度】

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第13条 【旅 費】

役員に支給する旅費に関する事項は、別途細則にて定める。但し、チーム引率の場合は旅費の支給は無いものとする。

#### 第14条 【助成金】

本会会員より、全国大会・九州大会に県選出により参加する場合は、本会より助成金を支給するものとする。金額については別途細則にて定める。

#### 第15条 【競技規定及び審判規定】

競技規定と審判規定は別途に定めるものとする。

#### 第16条 【コンプライアンス委員会の設置】

本会にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程は別途に定める。

#### 第17条 【本会への加入】

- (1) 本会に加入する場合は、規約及び規定を遵守し、総会または理事会の決定事項並びに各大会要項に従うこととする。  
(2) 誓約書及び加入申込書の提出をもって、本会所属を認めるものとする。

付則      この規約は平成21年4月26日から施行する。  
この規約を施行することにより、平成16年5月1日より施行された規約は廃止とする。

付則2      この規約は平成22年4月17日に一部改訂同日施行とする。

付則3      この規約は令和3年4月10日に一部改訂同日施行とする。

付則4      この規約は令和4年4月9日に一部文言変更改訂同日施行とする。

付則5      この規約は令和6年4月13日に一部改訂同日施行とする。